

条件付き一般競争入札の公告について

工事に係る条件付き一般競争入札（電子入札システムによる入札を行い、入札後に資格審査を行うものに限る。）を実施するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、別紙のとおり入札公告する。

令和8年9月7日

氷見市長 菊 地 正 寛

別紙

条件付き一般競争入札の入札公告

公告日	令和8年9月7日	
入札番号	工 68 号	
工事名	国災6年第270号 市道深原三田窪線（その2箇所）他3路線道路災害復旧外1工事【合冊】	
工事場所	氷見市 矢田部 地内	
工事完成期限 （本工事は余裕期間制度 試行対象工事である。）	令和9年3月19日 ただし、本工事は、余裕期間制度試行対象工事のため、次に記載した工事の始期の期限及び終期を設定（※）することができる。 工事の始期の期限：契約締結日の翌日から90日以内 工事の終期の期限：令和9年3月19日まで （※）受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書により工事の始期及び終期を担当部署に通知すること。 なお、工事の始期及び終期は、日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。	
工事概要	（国災6年第270号 市道深原三田窪線（その2箇所）他3路線道路災害復旧工事） 復旧延長 L＝1813. 1m、盛土工 N＝1式、アスファルト舗装工 A＝6694m² （市道深原三田窪線道路改良工事） 施工延長L＝450m、土工1式、配水構造物工 自由勾配側溝L＝108m、構造物撤去工1式、舗装工A＝430m²、区画線工L＝900m	
予定価格	96,110,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）	
調査基準価格	設定あり。当該基準価格を下回る入札が行われたときには、落札候補者の決定を保留し、後日入札参加者に結果を通知する。また、その落札候補者と契約を締結するに至った場合は、契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とする。	
入札参加資格	工種	舗装工事（災害）
	地域	営業所（本社）が氷見市、高岡市、射水市、小矢部市、南砺市
	総合点数等	入札参加資格申請時の完成工事高が5千万円以上で、自社名義またはリース（5年以上）のアスファルトフィニッシャ（最大幅3. 1m以上）およびモータグレーダ（3. 1m級以上）を保有していること。
	配置技術者	当該工事において、一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を配置できること。
	その他	・ 市税、上下水道料、下水道分担金等公共料金の滞納がないこと。
入札及び契約を担当する課	氷見市総務部財務課契約検査班 TEL 0766-74-8037 FAX 0766-74-4004	
設計図書等	電子入札システムにて閲覧	
設計図書等に対する質問期間	令和8年9月14日12時00分まで	
質問に対する回答期限	令和8年9月15日	
入札方法	電子入札システムによる	
入札書提出機関	令和8年9月16日9時00分から令和8年9月24日17時00分まで （電子入札システムの運用時間外を除く）	
開札日時及び場所	令和8年9月25日 9時00分 氷見市役所 1階 カンファレンス	
その他	工68【合冊】余裕期間制度適用有 ・国災6年第270号 市道深原三田窪線（その2箇所）他3路線道路災害復旧工事（地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更対象、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更対象） ・市道深原三田窪線道路改良工事 機械（アスファルトフィニッシャ・モータグレーダ）の車検証の写し（現在有効なものに限る）及び、リースの場合はリース契約書の写しを必ず添付のこと。また、上記以外であっても、機械の規格および保有を証明できる資料があれば、それを添付すること。（ただし、既に提出済みの者は免除する。） 氷見市ホームページの「条件付き一般競争入札の対象工事拡大及び郵便入札の実施について」中の「6. 入札の無効となる例」等を参照のうえ、十分注意を払い入札すること。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により、工事費内訳書の提出が必要となります。工事費内訳書の提出がない場合又は工事費内訳書の合計金額が入札の金額と異なる場合は無効とします。	

(注) 余裕期間制度とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定できる制度をいう。全体工期とは、余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。実工期とは、実際の工事を施工するために必要な期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備及び技能労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りではない。この期間内に行う準備等は受注者の責任において行うものとする。余裕期間の間は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。